（給油取扱所を除く施設用）

地　下　タ　ン　ク　等　の　点　検　実　施　計　画　書

1. **危険物の在庫管理に従事する者の職務**

危険物施設管理者等は、「　　　　　　　　　　　」に勤務する者で、危険物取扱者の資格を有する者の中から点検実施者を定め、点検が適正に実施されるよう努めることとする。

1. **在庫管理の対象設備**

　●地下タンク

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タンクNO, | 油　種　名 | 容　　　量 |
|  |  | KL |
|  |  | KL |
|  |  | KL |
|  |  | KL |
|  |  | KL |

●漏えい検査管

　　　NO,1 ～　NO,（　　　） 合計本数：（　　　）本

**3．危険物の在庫管理に従事する者に対する教育**

　　危険物施設管理者等は、点検実施者に対して、以下の教育を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 内　　　容 |
| 点検実施者 | 1回／年対象者が交代した　場合、随時 | (1)点検義務等に関する基本的事項　　　→点検実施計画書の意義・目的の理解　　　→点検管理に関する消防法の理解　　　→点検管理の対象となる設備の理解(2)在庫管理の点検方法及び記入方法(3)漏えい検査管の点検方法及び記入方法(4)異常時の対応　　　→異常の判断基準の理解　　　→異常時対応手順の理解 |

**4．点検の方法**

（1）漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

（2）漏えい検査管点検方法

　・専用工具又はプライヤー等を使い、蓋を開ける。

　・漏えい検査管内に3～5ｍ程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

（3）在庫管理の方法

　　①　在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、（液面計・検尺棒）を用いて行う。

　　②　在庫管理は、タンクローリーからの荷卸し前と荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量（流量計等で確認）から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度、記録するものとする。

　　③　漏えい検査管による確認は、週1回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表に記録する。

**5．異常の判断**

（1）在庫管理時の異常

　・週1回以上実施する在庫管理において、著しい増減（1％を目安とし、それより大きな誤差が生

　　じた場合）が発生した場合は、異常と判断する。

（2）漏えい検査管点検時の異常

　・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

　・漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

1. **異常時の対応**

①報告　　　　　　②依頼

　　異常の疑い　　　　異常の判断　　　　詳細検査

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④修理・取替

　（点検実施者）　　（管理者等）　　　（専門業者）

　　　　　　　　　　　　　　　③異常個所の特定　　　　　申請　　　　　　　許可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防機関

　　　　　　　　　　　　　　　　②報告

①　点検実施者は、上記5．に記されている異常が疑われる場合は、速やかに管理者等へ報告する。

②　管理者等は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専用業者に詳細検査を依頼する。

③　専用業者は異常箇所の特定を行い、管理者等へ報告する。

④　管理者等は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け復旧工事を実施する。